

所得税確定申告相談会および市府民税申告のご案内

平成30年1月1日に市内在住で、「給与所得」「雑所得(公的年金等)」などの所得がある方を対象に、所得税確定申告相談会を開催します。また、併せて市府民税申告の相談・受け付けを行います。

<所得税確定申告相談会について>

●**期間** 2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日曜日を除く

●**時間** 午前9時～午後4時30分

※正午～午後1時を除く。最終日は午後3時30分まで。受け付けは終了時間の30分前までです。混雑の状況により、早く受け付けを終了する場合があります。

●**場所** ・園部：市役所本庁1号庁舎3階防災会議室 ・八木：市役所八木支所1階市民ルーム
・日吉：市役所日吉支所2階申告会場 ・美山：美山文化ホール2階第1会議室

●**申告相談が受けられないもの**(園部税務署で申告してください)

青色申告、分離課税申告(土地建物や株式等の譲渡所得、配当所得、山林所得)、住宅借入金等特別控除の1年目の手続き、準確定申告(納税者が死亡した場合の手続き)

<市・府民税の申告について>

●**申告が必要な方**(前年中に所得がある方は申告が必要です)

- ・営業・農業・不動産・利子・配当・雑(公的年金以外)などの所得のある方
- ・給与所得があり、次のア～オに該当する方
 - ア. 勤務先から市に給与支払報告書の提出がない方
 - イ. 前年に中途退職し、再就職していない方
 - ウ. 給与以外の所得がある方
 - エ. 雑損控除や医療費控除などを受けようとする方
 - オ. 年末調整で申告できていない扶養・各種控除を受けようとする方
- ・公的年金受給者で、次のアまたはイに該当する方
 - ア. 公的年金以外の所得がある方
 - イ. 生命保険料・地震保険料・雑損・医療費などの各種控除、扶養の追加などをしようとする方
- ・非上場株式の配当所得がある方

●**申告が不要な方**(上記に該当されても下記の場合は申告不要です)

- ・所得税の確定申告をされた方
- ・給与所得のみで勤務先から市に給与支払報告を提出されている方
- ・年金・恩給などの公的年金所得のみの方(ただし、市府民税において各種控除を受ける場合は申告が必要です)
- ・前年の所得が次の算式で求めた額以下の方
 $28\text{万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 16\text{万}8\text{千円}$

※控除対象配偶者および扶養親族のない方は28万円

●**所得がない旨の申告** 前年所得がない方や非課税年金(障害・遺族年金など)のみの方でも、税務証明の発行や所得判定が必要な行政サービスを受けるために必要な場合は、所得がない旨の申告をしてください。

①国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方、②福祉、公営住宅、教育関係などの制度で所得の申告が必要な方、③所得・(非)課税証明書が必要な方など

<申告に必要なもの>

- ・前年中の収入・所得がわかるもの(源泉徴収票、支払調書、収支内訳書など)
- ・所得控除に必要な証明書(南丹市以外の国民健康保険・社会保険料、国民年金、生命保険料、地震保険料など)
- ・障害者控除を受ける人は、障害者・療育手帳、障害者控除対象者認定書など
- ・医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(領収書の添付不要)
- ・寄附金控除を受ける人は、団体が発行した領収書など
- ・印鑑 ・個人番号カードまたは通知カード ・運転免許証などの本人確認書類
- ・所得税の還付を受けられる方は、還付受取口座(本人名義)のわかるもの

☎税務課 ☎(0771)68-0004

☎各支所地域推進課 ☎八木(0771)68-0020 日吉(0771)68-0030 美山(0771)68-0040